

事 務 連 絡
令和 8 年 1 月 30 日

全国管工事業協同組合連合会 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

鉛製給水管の別配管での設計・更新について（協力依頼）

日頃より水道行政及び水道事業の推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

鉛製給水管は、管内に錆が発生せず、可とう性や柔軟性に富み、我が国では、鉛製給水管は近代水道創設期から 1980 年代後半まで全国的に使用されてきました。鉛による慢性毒性は広く知られており、国は段階的に水道水質基準を強化し、平成 15 年 4 月に水質基準を 0.01mg/L に強化するとともに、平成 16 年に策定した「水道ビジョン」では、できるだけ早期にゼロにするという目標を掲げ、取組の推進を図ってきたところです。鉛製給水管の解消に向けた取組について、数は減少しているものの減少のペースは鈍化しており、解消に向けた取組を一層推進することが重要となっています。

このような中、国土交通省では、令和 7 年度水道の諸課題に係る有識者検討会での議論を踏まえ、鉛製給水管の解消に向けた 6 つの取組（立入検査による指導、鉛製給水管の広報強化、残存件数の推移や見える化、鉛製給水管の利用を停止した時期を公表、布設替えに関する手引きの改定、建替え時等の鉛製給水管更新等の周知）について、ロードマップや目標値を設定し、今後の鉛製給水管の解消に向けた対応方針として本日とりまとめました。

つきましては、貴連合会の会員が、鉛製給水管を使用している住宅等の建替えやリフォームなどに携わる際、給水装置工事申請者に対し鉛製給水管を更新する必要性を説明し、別配管で設計・更新するよう促していただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

・今後の鉛製給水管の解消に向けた対応方針

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/topics_bukyoku_kenkou_suido_kyusui_01c.html

【参考資料】

・ 広報用配布物「ご自宅の給水管が鉛製ではないですか??」

※鉛製給水管を更新する必要性を説明する際に参考資料として、ご活用ください。

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

担当 高梨、天見、蓼沼、小家石

TEL : 代表 03-5253-8111 (内線 34-406、34-412)

直通 03-5253-8819

E-mail : hqt-kyuusuisouchi@ki.mlit.go.jp